

令和2年11月
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

ゲノム編集技術応用食品の後代交配種にかかる これまでの遺伝子組換え食品等調査会での議論について

1. 後代交配種の食品衛生上の取扱いについて

ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき届出されたゲノム編集技術応用食品（＝外来遺伝子の入っていないもの）の後代交配種については、以下のとおり整理される。

○後代交配種については、従来の育種技術の範囲と判断されたゲノム編集技術応用食品を、さらに従来の育種と同様な方法で育種したものであるので、食品の安全性は、現在流通している従来の食品と同様であると考えられる。

○これを踏まえると、食品衛生法の目的である「食品の安全性の確保」の観点からは、ゲノム編集技術応用食品に関して、現在の取扱要領に基づいて行われる事前相談及びその後の届出による情報があれば、同法の目的は達成でき、その後の育種である後代交配種に追加で届出を求める必要性は認められないと考えられる。

○なお、後代交配種に係る情報伝達や食品表示の観点については、食品衛生法の範疇とは別に整理されるべきものと考えられる。

2. ゲノム編集技術応用食品等の今後の取り組み

○ゲノム編集技術応用食品等について、事前相談及びその後の届出を実施させるとともに、公表を着実に実施する。

○ゲノム編集技術応用食品等に対する消費者の不安に対処するため、リスクコミュニケーションや調査研究を引き続き推進するとともに、海外における規制の検討状況の進展があった場合や新たな知見が得られた場合等にあっては、必要に応じて、取扱要領の見直しを検討する。

（参考）今後のリスクコミュニケーションの実施案

- ゲノム編集技術応用食品等の取扱いについてのウェブ説明会
- 関係省庁合同での意見交換会の実施
- 各地で開催される説明会等への職員の派遣
- 厚生労働省ホームページのコンテンツの充実
- パンフレット、チラシ等のリスクコミュニケーション資料の充実